

日本国憲法・新皇室典範制定時の天皇制をめぐる論議

横手逸男^a

^a 湘北短期大学

【抄録】

日本国憲法は「天皇は日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴である」(1条)と規定する。天皇を存置し利用する構想は、太平洋戦争開始時点のかなり早い時点で米国国務省では検討がなされている。日本国憲法の「象徴天皇制」をめぐるのは、憲法制定以降、現在に至るまでさまざまな論議がなされているが、憲法改正、皇室典範の改正、皇位継承問題を考えるに際しては、これらの論議や論点について詳細に考察する必要がある。

【キーワード】

占領政策 象徴天皇 新皇室典範

1. はじめに

日本国憲法が施行されて60年以上を経過した。2000年には衆参両院に憲法調査会が発足し、一応の検討を終え、自民党などの改憲案も発表されている。さらに2007年には国民投票法が制定され、憲法改正の法的整備がなされた。

日本国憲法のなかでも特にその解釈をめぐる対立があるのが、天皇制と戦争放棄に関連する条項である。前者に関しては、2000年に衆参両院に設置された憲法調査会では、天皇を「元首」として規定すべきか、「女性・女系による皇位継承」の是非、天皇の「国事行為と公的行為」、「宮中祭祀の性質」等が論議された^[1]。また、近年においては、小泉内閣の「有識者会議」の女性・女系天皇を容

認する決議をめぐる活発な論争がなされた^[2]。

日本国憲法の象徴天皇制成立の背景にはアメリカ合衆国の国務・陸軍・海軍3章調整委員会の「日本の統治体制の改革」(SWNCC228)の方針が大きな影響を与えたが、太平洋戦争の開始直後のかなり早い時期から米国国務省などでは終戦後、天皇を日本の占領政策に利用しようとする検討がなされ計画が作成されている^[3]。

それゆえ、現今の皇位継承問題については、1945年8月15日以前の米国や連合国内の動きまでさかのぼって、詳細に検討する必要がある。

本稿では、米国の対日占領計画、占領政策と天皇制、新憲法と新皇室典範制定時における天皇制に関する論争、近年の皇位継承問題に関する論議を概観して、憲法改正問題や皇室典範改正問題に関連する今後の研究の一助としたい。

<連絡先>

横手 逸男 i-yokote@jcom.home.ne.jp

2. 米国の対日占領計画と天皇制

米国国務省には、第二次世界大戦ぼつ発直後の1941年2月3日、戦後計画を調査する特別調査部(SR)が設置され、また1942年2月には大統領への助言機関として、ハル国務長官を長とする戦後対外政策諮問委員会が設置されたが、太平洋戦争終了後の米国の対日占領計画についても、これらの組織が大きな役割を果たした。その概要は次のとおりである。

(1) 国務省の対日処理問題の検討

米国国務省は対日処理問題の検討を太平洋戦争開始の翌年の1942年11月頃より始めている。同省の「戦後外交政策諮問委員会」の下部機関である領土小委員会(TS)は、天皇制、経済、領土問題などについて討議を重ねた。1943年10月、国務省内の関連部局の代表が政策の調整を行なう委員会が設立された。部局間極東地域委員会(FEAC)はこれらの委員会の一つであるが、ここで検討された政策文書は「国・地域委員会」(CAC)文書といわれ、「CAC-93e」というように表記された。

天皇制に関するCAC93シリーズ「日本一政治問題—天皇制」では、天皇の扱いに関し以下のような基本的視点と勧告が示された。

〈CAC93予備a

日本一政治問題—天皇制 1944年3月11日^[4]

基本的視点

「中国国民は天皇制の廃止を支持しそうな徴候があり、また、米国の世論も、そうした方策のほうがよいと考えているようである」が、「日本国民がひき続き天皇制保持を強く希求する可能性のあることにかんがみると、軍政当局は、もしもその統治期間に天皇制の廃止に着手するならば、克服不可能な困難に直面するかもしれない」

勸告

「個々の連合国が、天皇の将来の地位に関して、どのようなことを決定するのか、また、連合国に敗北し、占領されることに対する日本国民の反応がどのようなものになるのかは、現時点で知るのには不可能であるから、天皇の権能を停止し、皇族を保護監禁することを軍当局に指示するよう勧告する。この措置と同時に、占領当局が布告を発して、天皇は、日本国民が占領軍に対してしかるべき態度を示し、かつ正真の立憲君主制を發展させたあかつきには、再びその権能を行使することになる旨を伝えるならば、占領統治機関に対する民衆の敵意は最小限に抑えられるものと考えられる。」

〈CAC93予備d

日本一政治問題—天皇制 1944年3月21日

基本的視点

日本の占領を行なう場合、占領当局は①天皇の全権能の行使を停止するか、②天皇の権能を一切停止しないか、③天皇の権能の一部だけ停止するかの策が有力になる。

①天皇の全権能の行使を停止する場合「天皇は、ひき続き法律上の日本の統治権者であってもさしつかえないが、実際上は軍政府が行使することになろう。そのような措置は、占領当局にとって困難な事態を生み出すやもしれない」「日本の官吏は・・・彼らの国は独立を失った」と感じ「他国の支配者の下で服務することはできないと考えるであろう。このような事態が広がるならば、統治機構全体の崩壊が広がるであろう。」

②天皇の権能を一切停止しない場合「占領当局は、天皇を保護監禁することになろうが、統治にかかわるすべての権能が天皇を通じてか、そうでなければ天皇の名において行使されることを認

めるであろう。」

- ③天皇の権能の一部を停止する場合「占領当局は、軍政府が皇族を保護監禁し、天皇を通じてか、そうでなければ天皇の名において、統治上の一部権能を行使させるという、中間的方針を採用することになる。・・・このような措置をとれば、現地司令官の基本的権限を損なうことなく、民事行政担当者の直接指揮のもとにすすんで服務する最大多数の日本人職員を職に留めることになるにちがいない。」

勸告

天皇は皇居から移して「隔離しておくべきであるが、国民が天皇の無事と安全について安心できるように、天皇の個人的助言者には同人と接触することを認めるべきである。天皇には、その地位にふさわしい厚遇と敬意を与えるべきである。」

(2) 天皇をめぐるさまざまな論調

米国の内外においては当時、占領政策に天皇を「自由主義勢力」の指導者として利用できるという考えと、天皇は日本を世界征服にみちびいた要素であって、天皇を利用すべきではないという考えが対立していた。前者の立場からは「日本国民が天皇崇拝を捨てないにもかかわらず、強権によって天皇を排除するならば、その過ちは取り返しのつかないものになるであろう。他方、もしも天皇が二重政治体制とともに存置されるならば、再び軍国主義の脅威が生じるだけであり、またもや次の大戦を招来することになる」というような考えも主張されている^[5]。このような論議に大きな波紋を投じたのが、グルー前駐日大使が1943年12月に行なった演説「極東における戦時および戦後の問題」(シカゴ演説)であった^[6]。この演説でグルーは「日本にも善なるものがあり、あるいは日本民族のなかにも善良な分子」が存在し、「天皇自身を含めて日本の最上層の多くの政治家」

にも戦争を回避すべく努力した人々がいたと述べ、復讐や偏見のとりこになってはならないと主張した。この演説に対しては、日本国天皇に対する排撃キャンペーンを行なうことは、現時点では有効ではないとしつつも「太平洋地域のわが軍が神道および日本国天皇に象徴されるいっさいのものを敵として戦っているときに、それらを擁護するたぐいの言動を行なうことは不適當である」(『ニューヨーク・タイムズ』社説)^[7]とか、「元東京駐在大使ジョセフ・C・グルーは、日本について、われわれの大部分がたまたま知りえた以上に多くのことを知っており、日本国民を平和の方へ向かわせるには、戦後、同国の君主制がおそらく役にたつのではなかろうか、と述べているが、その点において彼の考えはまったく正しいかも知れない」(『サンフランシスコ・クロニカル』社説)^[8]などの反響があった。

他方、中国の立法院長、孫科は論説「ミカドは去るべし」で「敵国日本は・・・わが国に侵攻し、家を焼き、人を殺し、荒廃をもたらしてきたが、われわれは、再び日本に同じことをさせまいと決意している。このような大惨事を再びわが国にもたらさないよう、また、流された血を無駄にしないよう保証するには、軍国主義という癌を日本という体から切り取ったのち、『天皇制』を廃止しなければならない」ことを強調した^[9]。また中国の蒋介石主席はローズヴェルト大統領に「もし日本の国民が立ち上がり、戦争遂行の張本人たる軍閥に対して革命を起こし、現在の侵略主義的な軍閥政府を倒し、日本の侵略主義を徹底的に根絶することができるならば、われわれは彼ら国民の自由意志を尊重し、いかなる政治形態を選択するかは彼ら自身にまかせるべきである」との考えを示している^[10]。

(3) 対日戦後計画の作成

国務省には1944年1月に同省の最高の幹部委員会である戦後計画委員会（PWC）と政策委員会（PC）が設置された。戦後計画委員会は長期的な戦後政策を扱い、政策委員会は当面の外交問題を取り扱った。戦後計画委員会（PWC）には極東局が置かれ、5月には知日派のグルーが局長に就任した。

前述の部局間極東地域委員会で検討された文書（CAC文書）の天皇制に関する前記93シリーズの文書にはPWC116シリーズの番号が付され戦後計画委員会（PWC）で再検討された。天皇制をめぐる「天皇制存置・利用論」と「天皇制廃止論」との間で激しい応酬があった^[11]。グルーは前者の立場から①占領に際しての決定は実際には測りたい要因に左右されざるをえないので、固定化するのではなく、融通のきくようにしておくべきであること、②日本国民は聡明なリーダーシップの下におかれなければ、ばらばらになってしまう傾向があることなどを指摘したうえで、日本に侵攻・占領した場合、占領初期には日本の文民側分子の協力が必要であり、「そのような協力作りつけとそのようなリーダーシップの発現は、それが天皇の権威から発するならば、百倍千倍も容易に保証されるであろう」と述べている^[12]。これに対し、ロングらは後者の立場から天皇制と日本の侵略政策は不可分であり、天皇制は廃止されるべきことを説いた。

その後、1944年12月には国務省の機構改革が行われ、戦後計画委員会と政策委員会は廃止され、幹部会に統合された。また、その頃、戦争終結をみすえ、国務・陸軍・海軍三省調整委員会（State—War—Navy Coordinating Committee、略称SWNCC）が設置され、戦後政策に関する三省間調整がはかられ、ここで決定されたSWNCC文書は米国政府の基本文書となった。

3. 対日占領政策と憲法改正問題の展開、天皇制をめぐる論議

1945年以降、戦況の悪化、ポツダム宣言の受諾、憲法改正問題の展開と状況はめまぐるしく展開した。この間、天皇制をめぐるのは次のような動きがあった。

(1) ポツダム宣言の受諾

戦局も押し迫った昭和1945年2月4日、米英ソ三国首脳はヤルタ会談で対独戦後処理やソ連対日参戦などを決定した。SWNCCでは、日本の無条件降伏、降伏時の天皇の義務、ポツダム宣言をめぐる問題、敗北後における米国の初期の対日方針に関連する検討がなされ、基本文書が起草された。

一方、「敗戦ハ遺憾ナカラ最早必死」とみた近衛文麿は2月14日、天皇に「国体護持ノ立場ヨリスレバ一日モ速ニ戦争終結ヲ講ス」べきであるとの上奏文を提出した。また本土決戦となれば「国体護持」も不可能とみた木戸幸一は、6月9日、天皇の「ご勇断」により戦争終結をはかるべきであるとの「時局收拾対策試案」を天皇に内奏した。

米英ソ三国首脳は7月17日から8月2日までベルリン郊外のポツダムで会談、7月26日、日本に無条件降伏を要求するポツダム宣言を発表した。同宣言では、軍国主義の除去、戦争犯罪人の処罰、民主主義的傾向の復活強化、基本的人権尊重の確立など13項目の要求が提示されていた。これに対し、鈴木貫太郎首相は記者会見で、ポツダム宣言を黙殺し戦争完遂に邁進する旨、発言した。日本がポツダム宣言の受諾を拒絶したものと解釈したアメリカは、8月6日と9日に広島・長崎に原爆を投下し、8月8日にはソ連もヤルタ協定に沿い日本に宣戦布告をした。逼迫した状況下において、8月9日深夜から10日にかけて御前会議が開かれ、天皇の「聖断」により「国体護持」を条件にポツダ

ム宣言を受諾することが決定され、日本国政府は8月14日、「天皇ノ国家統治ノ大権ヲ変更スルノ要求ヲ包含シ居ラザルコトノ了解」の下に、ポツダム宣言を受諾する旨、申し入れ、連合国に降伏した。

(2) 憲法改正作業の始まり

ポツダム宣言の内容を履行するためには憲法改正が不可避であった。マッカーサーは10月4日に東久邇内閣に副総理格として入閣していた近衛文麿に、10月11日、東久邇内閣の後を受けて成立した幣原内閣の幣原喜重郎首相にそれぞれ憲法改正を示唆した。近衛は「憲法改正要綱」を作成し天皇に奉答したが、その後、戦犯容疑者として逮捕令が発令され、12月16日に自殺し、生涯を終えた。一方、幣原内閣は、松本国務大臣を委員長とする憲法問題調査委員会を設置し、大日本帝国憲法の改正作業を推し進めた。松本国務大臣は12月8日の衆議院予算委員会における答弁で、憲法改正について次のような4原則（松本4原則）を示した。

- ①天皇が統治権を総攬せらるるという大原則は、変更する必要もないこと。
- ②議会の承認とか議決を要する事項を拡充する必要があること。
- ③国務大臣の責任が国務の全般にわたって存在するようにし、国務大臣が議会に対し責任を負うような制度にすること。
- ④人民の自由、権利に対する保護を強化し、議会と関係のない法規によって制限するような余地をなからしめること。

昭和21（1946）年1月1日には「新日本建設に関する詔書」（いわゆる人間宣言）が発表され、天皇は自らの神格性を否定した^[13]。

わが国の天皇のあり方をめぐっては依然として、アメリカ合衆国国内や極東委員会参加諸国内においても対立がみられたが、1月7日、アメリ

カ合衆国の国務・陸軍・海軍3省合同調整委員会（State-War-Navy Coordinating Committee）は「日本の統治体制の改革」（SWNCC-228）により、「日本における最終的な統治形態は、日本国民の自由に表明された意思により設定される」、「日本人は、天皇制を廃止するか、あるいはより民主主義的な方向にそれを改革すべきかを奨励されなければならない」が「天皇制の存置を決定する場合には、天皇はすべての重要事項について、「内閣の助言に基いてのみ行動しなければならない」等の基本方針を示した。

(3) マッカーサー草案と天皇の地位

松本国務大臣は自ら『憲法改正試案』（いわゆる松本試案）を作成、天皇に奏上し、そして昭和21（1946）年1月9日、憲法問題調査委員会の第10回小委員会にこれを提出した。小委員会ではこの私案を参考に『憲法改正要綱』（甲案）と『憲法改正案』（乙案）を作成した。『憲法改正要綱』（甲案）では大日本帝国憲法3条の「天皇ハ神聖ニシテ犯スヘカラス」という規定を「天皇ハ至尊ニシテ侵スヘカラス」と改めることや、天皇が発する緊急勅令については「議院法ノ定ムル所ニ依リ帝国議会常置委員ノ諮詢ヲ経ルヲ要スルモノトスルコト」など34項目の改正事項が示されていた。また、『憲法改正案』（乙案）では大日本帝国憲法1条の「大日本帝国ハ万世1系ノ天皇之統治ス」という規定を「日本国ハ万世1系ノ天皇統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」（A案）とすること、同2条の「皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ継承ス」という規定、同4条の「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」という規定を改めることなどが示されていた^[14]。

天皇の象徴規定は、昭和21（1946）年2月以降に登場した。すなわち、同年2月1日、毎日新聞は「憲

法改正・調査会の試案—立憲君主主義を確立・国民に勤労の権利・義務」という見出しで『憲法問題調査委員会試案』の全文なるものを掲載した(この試案なるものは宮沢委員が作成した試案の一つであるともいわれている)。この記事は総司令部民政局により直ちに翻訳され、「改正案はきわめて保守的なもので、天皇の地位に実質的な変更は加えておらず、天皇はいっさいの権利と主権を保持している」などのホイットニー民政局長の意見を付してマッカーサーに提出された。マッカーサーは熟慮の末、総司令部で憲法改正案を作成して日本側に示そうと考え、2月3日、ホイットニー民政局長に、いわゆるマッカーサー3原則(マッカーサー・ノート)と称される要綱を示し、この原則に沿い日本側に示す憲法草案を作成するよう命令した。この第1原則では天皇に関し、「天皇は国の元首の地位にある。皇位は世襲される。天皇の職務および権能は、憲法に基づき行使され、憲法に示された国民の基本的意思に責任を負う」とあった^[15]。

この原則に沿い民政局が作成し、2月13日に日本側に示した総司令部案(マッカーサー草案)の「第一章 皇帝」(第1条～第7条)では、次のように規定されていた^[16]。

第1条 皇帝ハ国家ノ象徴ニシテ又人民ノ統一ノ象徴タルヘシ彼ハ其ノ地位ヲ人民ノ主権意思ヨリ承ケ之ヲ他ノ如何ナル源泉ヨリモ承ケス

第2条 皇位ノ継承ハ世襲ニシテ国会ノ制定スル皇室典範ニ依ルヘシ

第3条 国事ニ関スル皇帝ノ一切ノ行為ニハ内閣ノ輔弼及協賛ヲ要ス而シテ内閣ハ之カ責任ヲ負フヘシ

皇帝ハ此ノ憲法ノ規定スル国家ノ機能ヲノミ行フヘシ彼ハ政治上ノ権限ヲ有セス又之ヲ把握シ又ハ賦与セラルルコト無カルヘ

シ

皇帝ハ其ノ機能ヲ法律ノ定ムル所ニ從ヒ委任スルコトヲ得

第4条 国会ノ制定スル皇室典範ノ規定ニ從ヒ摂政ヲ置クトキハ皇帝ノ責務ハ摂政之ヲ皇帝ノ名ニ於テ行ナフヘシ而シテ此ノ憲法ニ定ムル所ノ皇帝ノ機能ニ對スル制限ハ摂政ニ對シ等シク適用セラルヘシ

第5条 皇帝ハ国会ノ指名スル者ヲ総理大臣ニ任命ス

第6条 皇帝ハ内閣ノ輔弼及協賛ニ依リテノミ行動シ人民ニ代リテ左ノ機能ヲ行フヘシ即・・・省略

第7条 国会ノ許諾ナクシテハ皇位ニ金銭又ハ其ノ他ノ財産ヲ授与スルコトヲ得ス又皇位ハ何等ノ支出ヲ為スコトヲ得ス

総司令部民生局は、この総司令部案を基礎として改憲案を作るよう日本政府に要望し、幣原内閣は2月22日の閣議において、やむなくこれを受け入れることを決定した。

なお、2月1日以降、急いでマッカーサー草案が作成された背景には2月26日に極東委員会が発足することが予定されており、極東委員会が始動する前に占領管理に関するある程度の道筋をつけておこうという米国やマッカーサーの思惑があったことが指摘されている^[17]。

4. 第90 帝国議会・象徴天皇制の成立

改憲案の作成作業は、松本国务大臣、入江法制局次長、佐藤法制局第1部長によって2月27日より進められ、3月2日には総司令部案に基く改憲案が脱稿され、3月4日に総司令部側に提示された。

(1) 政府案の作成

3月2日案の「第1章 天皇」(第1条～第8条)の規定は次のとおりである^[18]。

第1条 天皇ハ日本国民至高ノ総意ニ基キ日本
国ノ象徴及日本国民統合ノ標章タル地位ヲ
保有ス。

第2条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ世襲
シテ之ヲ継承ス。

第3条 天皇ノ国事ニ関スル一切ノ行為ハ内閣
ノ輔弼ニ依ルコトヲ要ス。内閣ハ之ニ付其
責ニ任ズ。

第4条 天皇ハ此ノ憲法ニ定ムル国務ニ限り之
ヲ行フ。政治ニ関スル権能ハ之ヲ有スルコ
トナシ。

天皇ハ法律ノ定ムル所ニ依リ其ノ権能ノ一
部ヲ委任シテ行使セシムルコトヲ得。

第5条 皇室典範ノ定ムル所ニ依リ摂政ヲ置ク
トキハ摂政ハ天皇ノ名ニ於テ其ノ権限ヲ行
フ。此ノ場合ニ於テハ前条第1項ノ規定ヲ
準用ス。

第6条 天皇ハ国会ノ決議ヲ経テ内閣総理大臣
ヲ任命ス。

第7条 天皇ハ内閣ノ輔弼ニ依リ国民ノ為ニ左
ノ国務ヲ行フ。・・・省略

第8条 皇室ニ対シ又ハ皇室ヨリスル財産ノ授
受及収支ハ国会ノ承諾ナクシテ之ヲ為スコ
トヲ得ズ。

3月6日には内閣により『憲法改正草案要綱』が公表された。同書の「第1 天皇」(第1～第8)では次のように規定する^[19]。

第1 天皇ハ日本国民至高ノ総意ニ基キ日本
国及其ノ国民統合ノ象徴タルベキコト

第2 皇位ハ国会ノ議決ヲ経タル皇室典範ノ定
ムル所ニ依リ世襲シテ之ヲ継承スルコト

第3 天皇ノ国務ニ関スル行為ハ凡テ内閣ノ輔
弼賛同ニ依リ内閣ハ其ノ責ニ任ズルコト

第4 天皇ハ此ノ憲法ノ定ムル国務ヲ除クノ外
政治ニ関スル権能ヲ有スルコトナキコト
天皇ハ法律ノ定ムル所ニ依リ其ノ権能ヲ委
任スルコトヲ得ルコト

第5 皇室典範ノ定ムル所ニ依リ摂政ヲ置クト
キハ摂政ハ天皇ノ名ニ於テ其ノ権能ヲ行フ
モノトシ其ノ場合ニ於テハ前記第4 第1項
ニ準ズルコト

第6 天皇ハ国会ノ指名ニ基キ内閣総理大臣ヲ
任命スルコト

第7 天皇ハ内閣ノ輔弼賛同ニ依リ国民ノ為ニ
左ノ国務ヲ行フコト・・・省略

第8 皇室ノ為ス金銭其ノ他ノ財産ノ授受ハ国
会ノ議決ナクシテ之ヲ為スコトヲ得ザルコ
ト

内閣は、『憲法草案要綱』をふまえ、『帝国憲法改正草案』を作成し、天皇の勅裁を得て枢密院に諮詢した。4月17日に発表されたこの草案の「第1章 天皇」(第1条～第8条)では次のように規定された^[20]。

第1条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民
統合の象徴であつて、この地位は、日本国
民の至高の総意に基く。

第2条 皇位は、世襲のものであつて、国会の
議決した皇室典範の定めるところにより、
これを継承する。

第3条 天皇の国務に関するすべての行為に
は、内閣の補佐と同意を必要とし、内閣が
その責任を負う。

第4条 天皇は、この憲法の定める国務のみを
行い、政治に関する権能を有しない。
天皇は法律の定めるところにより、その権
能を委任することができる。

第5条 皇室典範の定めるところにより摂政を
置くときは、摂政は天皇の名でその権能を
行ふ。この場合には前条第1項の規定を準

用する。

第6条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

第7条 天皇は、内閣の補佐と同意により、国民のために、左の国務を行ふ。

- 1 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 2 国会を召集すること。
- 3 衆議院を解散すること。
- 4 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
- 5 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- 6 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 7 栄典を授与すること。
- 8 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 9 外国の大使及び公使を接受すること。
- 10 儀式を行ふこと。

第8条

枢密院は、大日本帝国憲法第56条で規定されているように、「枢密院官制ノ定ムル所ニ依り天皇ノ諮詢ニ応ヘ重要ノ国務ヲ審議ス」る国政上の最高機関であり、「枢密院官制並事務規定」6条では、天皇に「意見ヲ上奏シ勅裁ヲ請フ」べき事項として、「憲法ノ改正又ハ憲法ニ附属スル法律ノ改正ニ関スル草案」を掲げていた。

枢密院での審議は4月22日から開始され、5月15日まで8回、吉田内閣が成立した5月22日以降3回の審査会を経て、6月8日にその最終決定がなされ、枢密院で可決された『憲法改正草案』は、大日本帝国憲法73条の規定に従い、「勅命」をもって第90帝国議会に提出された。

(2) 第90帝国議会における論議^[21]

第90帝国議会は、5月16日に召集され、6月20日に開会された。『憲法改正草案』は6月25日に本会議に上程され、本会議では28日まで、国体、主権の所在、天皇の地位、戦争放棄、基本的人権などをめぐって質疑応答がなされた。吉田首相は、6月25日に『憲法改正草案』の趣旨について「天皇が国家を表現し、かつ日本国民統合の姿を体现せらるる地位に立たせらるべきことを定むるとともに、このご地位は日本国民の至高の総意に基くものであることを規定したものである。これにより過去の神秘性と非現実性が完全に払拭された。また、政府その他の有力者が、時に誤った理念に侵されて天皇の御名にかくれて民意を歪曲し、国政を専断し、ややもすれば無謀なる政策を施行せんとして、遂に国家国民を破滅に導き、累の及ぶところ予断を許さざる事態に立ち至ることを防ぐために、天皇は内閣の助言と承認により、一定の国務のみを行なわせらるることとした」と説明した。

第90帝国議会ではまた、皇室典範の法的性格が問題となったが、金森国務大臣はこれを「法律の1種である」と答弁し、さらに大日本帝国憲法では「皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依り皇男子孫之ヲ継承ス」とされていた規定が、(日本国)憲法草案の第2条では「国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」となり「皇男子孫」の文言が無くなっている点については、「この第2条にはその制限が除かれて居りまするが故に、憲法の建前としては、皇男子、即ち男女の区別に付きましての問題は自由に考えて宜いという立場に置かれる訳であります」と答弁した^[22]。

(3) 新憲法の公布

本草案は天皇の裁可を経て11月3日に『日本国憲法』として公布され、昭和22(1947)年5月3日から施行された。

日本国憲法「第1章 天皇」(第1条～第8条)は次のように規定する。

第1条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第2条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第3条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第4条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第5条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第1項の規定を準用する。

第6条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

② 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第7条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 1 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 2 国会を召集すること。
- 3 衆議院を解散すること。
- 4 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
- 5 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- 6 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復

権を認証すること。

7 栄典を授与すること。

8 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。

9 外国の大使及び公使を接受すること。

10 儀式を行ふこと。

第8条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

5. 臨時法制調査会における新皇室典範の立案作業

天皇は、旧憲法では日本国の統治権の総攬者たる地位にあるとされていた。また旧皇室典範は、憲法と同等の形式的効力を持つ最高法規であり、その改正についても「帝国議會ノ議ヲ経ルヲ要セス」(大日本帝国憲法74条)、「将来此ノ典範ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スヘキ必要アルニ當テハ皇族會議及枢密顧問ニ諮詢シテ之ヲ勅定スヘシ」(旧典範62条)と規定されていた。

これに対し、日本国憲法は「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」(1条)、「皇位は世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」と規定した。

新皇室典範の立案作業は、昭和21(1946)年3月12日の閣議決定により設置された臨時法制調査会において行なわれ、枢密院の審査を経たうえで、昭和21(1946)年12月5日に開催された第91帝国議会に提出された。

(1) 臨時法制調査会の発足

臨時法制調査会は、吉田茂内閣総理大臣を会長とし、金森徳次郎国務大臣を副会長として、宮内省や内務省など関係各庁官吏25人、学者や法曹家

など学識経験者25人から構成され、内閣総理大臣の諮問に応じて、皇室典範の改正、議院法の改正、参議院法の制定、華族令の廃止、内閣官制法の制定、公式令の廃止（之に代るべき法律の制定）、文官法の制定、裁判所構成法の改正、判事弾劾法の制定、刑法・刑事訴訟法等の改正、会計法の改正、民法等私法法典の改正等、憲法改正に伴い改正又は制定すべき主要法制の整備に関する重要事項を調査審議することを目的に発足した。

臨時法制調査会には第1部会～第4部会まで置かれ、第1部会は皇室及び内閣関係法律案の立案、第2部会は国会関係法律案の立案、第3部会は司法関係法律案の要綱の立案、第4部会は財政関係その他、他の部会の所管に属しない法律案の要綱の立案をそれぞれ分掌した。そして、皇室及び内閣関係の法律案の立案を分掌する第1部会は、①皇室典範関係法案の要綱、②皇室財産関係法案の要綱、③皇室会計関係法案の要綱、④内閣その他官庁組織関係法案の要綱、⑤官吏関係法案の要綱等の作成を行なうことになった^[23]。

臨時法制調査会の第1回総会は7月11日に開催され、第1部会は7月12日に試案作成要領の協議をし、8月の初めに予定された部会における試案審議へ向けて、試案作成に着手することになった^[24]。

(2) 臨時法制調査会における皇室典範案の作成

ア. 新皇室典範に規定すべき事項 試案の作成は小委員会で行なわれた。宮内省作成の、昭和21(1946)年7月9日付「皇室典範として考慮すべき問題」と題する文書では、概要、①内親王及び女王に皇位継承資格を認めるか、認めるとすれば、継承順位をどうするか、②庶子を皇位継承資格より除くか、除くとすればその処遇をどうするか、③胎中皇子の皇位継承資格をどうするか、仮に資格ありとすれば、胎中にある間の天皇の権能の代

行機関をどうするか、④皇位継承の原因を崩御に限るか、⑤皇族について永世皇族制をとるか、範囲を限るとすれば何世を以て限りとするか、⑥親王と王との区分を現制通りとするか、⑦摂政設置並びに皇位継承及び摂政就任の順位変更等に関する審議機関として新機関を設けるか等の検討事項が示されている^[25]。

イ. 試案作成上の論議 試案作成の過程においては、上記①～⑦の検討事項について議論がなされた。特に①の内親王及び女王に皇位継承資格を認めるかという点については、宮沢委員や杉村委員はこれを認める考えを示した^[26]。これに対し、萩原幹事は、「皇位継承の規定は憲法的な規定であるし且天皇及び摂政等の特殊の人に関する問題であるから」、新憲法の第3章に拘束されず、「男女同権の規定があるからといって、女帝を認める必要はない」と述べこれを否定している。また「皇統を男系に限ることは憲法違反となるか—昭和21年7月25日、宮内省—」という文書では、「皇族女子に皇位継承資格を認めるかどうかということは、それが皇位世襲の原則から見て、どうなるかと云うことを明らかにした上で決定しなければ」ならず、「世襲という観念は、伝統的歴史的観念であって、世襲が行なわれる各具体的場合によってその内容を異にする」のであり、「皇位の世襲」という場合の世襲とは「典範義解」では、「皇祚を踐むは皇胤に限る」「皇祚を踐むは男系に限る」「皇祖は一系にして分裂すべからずこと」の3点に要約しており、「少なくとも女系ということは、皇位の世襲の観念の中に含まれていない」との考えが示されている^[27]。

ウ. 「皇室典範要領試案」と「皇室典範要綱試案」

試案には、①「皇室典範要領」（「8-8高尾氏」の添書があるもの）、②「皇室典範要領」（昭和21年8月10日、「大場案」の添書があるもの）、③「皇室典範要領（試案）」（昭和21年8月16日の日付があ

るもの)、④「皇室典範要綱(試案)」(昭和21年8月30日の日付があるもの)、⑤「皇室典範要綱(試案)」(9月27日、「サトウ」の添書があるもの)などがあった^[28]。

⑤の試案は、「皇位継承」、「皇統譜」、「成年及び立后」、「敬称」、「摂政」、「太傳」、「皇族」、「皇室会議」、「その他」から構成され、これに若干の字句の修正をしたものが、要綱案として確定し、昭和21(1946)年10月26日、臨時法制調査会長吉田茂から内閣総理大臣吉田茂に答申された。

エ. 総司令部の関与と枢密院の審査 皇室典範の法案化の作業は、臨時法制調査会における要綱案の作業と並行して進められ、10月26日の要綱案の答申時には、その概略の試案は既にできあがっていた。最終的に確定した皇室典範案は、第1章「皇位継承」、第2章「皇族」、第3章「摂政」、第4章「成年、敬称、即位の礼、大喪の礼、皇統譜及び陵墓」、第5章「皇室会議」、「附則」から構成されており、内容的にも昭和22(1947)年1月16日に公布された、現行「皇室典範」とほぼ同一である。

なお、皇室典範案の作成作業は当初から、総司令部の関与の下に進められたが、最終的に確定した皇室典範案も英訳され総司令部に提出され、その承認を経て、枢密院官制第6条第2号の規定に基づいて、枢密院に諮詢され、そして帝国議会に提出された。

6. 帝国議会における新皇室典範案の審議

皇室典範案は、昭和21(1946)年12月5日の第91帝国議会衆議院本会議からその審議が開始され、12月16日から開催された貴族院での審議を経て、帝国議会を無修正で通過し、天皇の裁可を経て昭和22(1947)年1月16日に公布され、日本国憲法が施行された5月3日より施行された。

(1) 第91帝国議会における皇室典範案の審議

第91帝国議会衆議院本会議における主要問題に関する質疑応答の概要は次のとおりである^[29]。

[吉田安議員(日本進歩党)の質疑] 吉田議員は、①何故に皇位の継承を「男系の嫡出子」に限定し、「男系の庶子孫」を排除したか、②何故に女帝を認めないのか等の質疑をした。

①に対し、吉田総理大臣は「天皇陛下は国の象徴、国民各々の象徴として、すなわち国民道義の儀表たるべきお方」であり、「ご血統の純粋性を保つ」うえからも「正当の結婚に基いてお生れになったお方に限るとすることが適当である」と答弁。

②に対し、金森国務大臣は、過去10代8名の女性天皇は「多くは特殊な場合、たとえば男の方がお即きになるべき順序でありながら、その間を充たすため」であり一時の便宜に应ずるものにすぎず、「両性の平等」の観点から「女性の天皇」を認めることも「それから先の男系の子孫」が行詰まりになる場合もある。男性の継承者がいない場合には女帝も考えられるが、このような事態は「およそ見透かします所、容易に起こり得ない」と答弁。

[及川規議員(社会党)の質疑] 及川議員は、①本法案に天皇退位の規定がない理由、②女帝を認めない理由、③皇位継承の変更や摂政をおく場合、皇室会議の議に付するだけでなく、国会の議にも付するべきではないか等の質疑を行なった。これに対し、金森国務大臣は次のように述べている。

①天皇の退位規定がないことについては、天皇は国の象徴であり、国民は万世一系の天皇に絶対の心のつながりをもっており、「天皇御一人のお考えによりまして、その御位をお動きになるということは・・・この国民の信念と結びつけまして、調和せざる点がある」と答弁。

②女性の天皇を認めないことについては、男系によるということが何故、正しいかという点につ

いては、今後とも深き研究を要するが「現在においては、男系ということ、動かすべからざる一つの日本の皇位継承の原理として考えて」と答弁。

③皇室会議の結果を国会の議に付すことについては、皇室会議に上がる問題は、一般の公の論議に現すことが好ましくないものもあること、皇室会議には衆議院議長、副議長、参議院議長、副議長の4名が含まれており、「国民の心持がこの上にほぼ十分に表れる」旨、答弁。

[酒井俊雄議員(協同民主党)の質疑] 酒井議員は、①天皇崩御の際、胎中皇子がいる場合、胎中皇子に皇位継承資格を認めることはできないか、②皇族は5世に限るべきでないか等の質疑を行った。これに対し金森国務大臣は次のように答えている。

①「国の象徴としての皇位は、1日も満たされていなければならない・・・未だお生まれにならない方が国の象徴」であることは不合理であるとして、胎中皇子の皇位継承資格を否定。

②皇族の範囲を5世に限ることについては、「ものごとの弾力性をはかります上に、かなり不便」が起り形式的に限定することは避けている旨、答弁。

[井上越議員(国民党)の質疑] 井上議員からは、①「皇統の安泰」、武家封建制の下に確立した「極端な男尊女卑の風」からの超越、「文化国家の建設」という面からも「女子天皇」を考えるべきではないか、②皇室会議の構成に、皇族が二人というのは妥当ではないのではないか等の質疑があった。これに対し金森国務大臣は次のように答えている。

①女性天皇の問題に関しては、考えるべき幾多の点があり、最も妥当なる結論を得ることを努めているが、現段階においては「原案のごとき程度よりほかに適当なるものを見いだし」ていないと

述べた。

②皇室会議において、皇族二方が議員であることについては、「皇室会議にかかりますことは国の大事であるが故に、皇室が特に多くの委員をお加えになる必要はなかろう」と答弁。

[細迫兼光議員(無所属)の質疑] 細迫議員は、「憲法第2条は・・・皇位の継承は国会の議決した皇室典範」によらなければならないと規定しているが、この議会は国会ではないから憲法2条に反しないか等の質疑をした。これに対し金森国務大臣は「改正憲法の第100条2項におきましては・・・憲法の施行に必要な法律を設けることができるわけであり。しかして皇室典範は、法律ということを行い現す特別な言葉として、国会の議を経たる皇室典範をもって作れということであり」、ゆえに「この議会において協賛を経て皇室典範をつくり得ることは、疑いのない」ところですと答弁。

[北浦圭太郎議員(日本自由党)の質疑] 北浦議員は、「天皇は一体憲法のいかなる条文によって、あるいはまたその皇室典範のどれによってこの刑事無責任を保障」されるか等の質問をした。これに対し、金森国務大臣は、「天皇は国の象徴であり、国民統合の象徴であらせられますが故に、事の性質として当然に無答責である」と答弁。

皇室典範は12月14日に衆議院で可決され、貴族院に送付された。貴族院での審議は12月16日に始まり、12月22日に可決された後、天皇の裁可を経て、昭和22(1947)年1月15日に公布された。

(2) 新皇室典範の概要

新皇室典範は、「第1章 皇位継承」「第2章 皇族」「第3章 摂政」「第4章 成年、敬称、即位の礼、大喪の礼、皇統譜及び陵墓」「第5章 皇室会議」に関する37か条の規定と「附則」から構成される。そのうち、特に「第1章 皇位継承」(1条～4条)に

おいては次のように規定している。

第1条 皇位は皇統に属する男系の男子が、これを継承する。

第2条 皇位は、左の順序により、皇族に之を伝える。

- 1 皇長子
- 2 皇長孫
- 3 その他の皇長子の子孫
- 4 皇次子及びその子孫
- 5 その他の皇子孫
- 6 皇兄弟及びその子孫
- 7 皇伯叔父及びその子孫

② 前項各号の皇族がないときは、皇位は、それ以上で、最近親の系統の皇族に、これを伝える。

③ 前2項の場合においては、長系を先にし、同等内では、長を先にする。

第3条 皇嗣に、精神若しくは身体の不治の重患があり、又は重大な事故があるときは、皇室会議の議により、前条に定める順序に従って、皇位継承の順序を変えることができる。

第4条 天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する。

(4) 新旧両典範の皇位継承資格の異同

新皇室典範と旧皇室典範の皇位継承資格に関する規定の特色は次のような点にある。

〈皇位継承資格〉新旧両典範は、皇位継承資格について、いずれも皇統に属する男系の男子が継承するとしており、女系天皇や女性天皇は認めていない。但し、旧典範では皇嫡子孫がない場合、皇庶子孫の皇位継承が認められていたが、新典範ではこのような規定は存在しない。また、旧典範では「皇族ハ養子ヲ為スコトヲ得ス」(42条)とし、新典範では「天皇及び皇族は、養子をする事が

できない」(9条)と規定している。

〈皇位継承順位〉皇位継承順位は新旧両典範ともに、直系系列主義を採っている。ちなみに、現行皇室典範によれば平成21(2008)年2月現在の皇位継承順位は、①徳仁親王(皇太子)②文仁親王(秋篠宮)③悠仁親王(秋篠宮家)④正仁親王(常陸宮)⑤崇仁親王(三笠宮)⑥寛仁親王(三笠宮家)⑦宣仁親王(桂宮)となる。

〈皇位継承順序の変更〉旧皇室典範9条と新皇室典範3条では、「皇嗣に、精神若しくは身体の不治の重患があり、又は重大な事故」があるときは、皇室会議の議により、皇位継承の順序を変えることができる旨、規定していた。

〈皇位継承原因〉旧皇室典範10条は、「天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク」と規定し、新皇室典範4条は、「天皇が崩じたときは、皇嗣が直ちに即位する」と規定している(「踐祚」と「即位」は同じ意味)。天皇が崩御(死亡)によらずに皇位から退くことを退位というが、いずれも退位は認めていない。

7. 「有識者会議」報告書と皇位継承論議

日本国憲法では「皇位は、世襲」とされ、皇室典範では「皇統に属する男系の男子」にのみ皇位継承資格を認めている。皇室では皇太子・秋篠宮両殿下の後、女子のみ9人連続誕生し、このままでは皇位継承者がいなくなるのではないかという不安があった。そのような状況下において、平成16(2004)年末に小泉元総理の諮問機関として設けられたのが「皇室典範に関する有識者会議」であった。

(1) 「有識者会議」報告書の発表

「有識者会議」は、平成17(2005)年中に合計17回の公式会合を開いた^[30]。

第10回「有識者会議」では、皇位継承制度の検討にあたって、①国民の理解と支持を得られるものであること ②伝統を踏まえたものであること

③制度として安定したものであることの3条件を基本的な視点として、皇位継承資格・皇位継承順位・皇族の範囲などの論点について検討することを決め^[31]、さらに会合を重ね、平成17(2005)年11月24日にそれまでの検討結果をまとめ、以下のような報告書を小泉総理に提出した^[32]。

ア〈男系継承の維持〉 現行皇室典範では皇位継承資格を嫡出子に限定している。またわが国では近年、少子化が急速に進んでいる。このような状況を直視するならば、皇位継承資格を男系男子に限定することは極めて困難な状況になっている。男系男子という要件を維持する観点から、昭和22年に皇籍を離れた旧皇族やその男系男子子孫を皇族とする方策も主張されているが、すでに60年近く一般国民として過ごしている方々を広く国民が皇族として受け入れるかについては国民の理解と支持を得ることは難しい。

イ〈女子や女系皇族への皇位継承資格の拡大〉

憲法に定める皇位世襲の原則は、天皇の血統に属する者が皇位を継承することを定めたもので、男子や男系までを求めるものではなく、女子や女系の皇族が皇位を継承することは憲法上可能である。女子や女系の皇族に皇位継承資格を拡大すれば皇位継承資格者を安定的に確保でき、また国民間においてもこのような制度を積極的に受け入れ、支持する素地が形成されると考えられる。女性天皇・女系天皇を可能とすることは、社会の変化に対応しながら、多くの国民が支持する象徴天皇の制度の安定的継承を可能とするうえで大きな意義を有する。今後、皇位継承資格は女子や女系の皇族に拡大することが適当である。

ウ〈皇位継承順位〉 皇位継承順位については、わかりやすく安定した制度であることが求められる。天皇の直系子孫を優先し、天皇の子である兄弟姉妹間では、男女を区別せずに年齢順に皇位継承順位を設定する長子優先の制度が適当。

エ〈皇族の範囲〉 現在の少子化傾向の中では現行制度の考え方を踏襲して、天皇・皇族の子孫は世数を問わず皇族の身分を有する永世皇族制を前提にしたうえで、その時々状況に応じて弾力的に皇籍離脱制度を運用することにより、皇族の規模を適正に保つことが適当である。

(2)「有識者会議」報告書に対する反響

小泉首相は「有識者会議」報告書について翌年度の通常国会に法案を提出するよう準備を進める旨、述べた。また自民党・公明党・共産党・社民党などの与野党幹部は、いずれも報告書の内容を容認する考えを示し、民主党も特にこれを否定しなかった^[33]。

一方、神社本庁は、平成17(2005)年12月2日に次のような基本見解を示し、有識者の報告書に反論した^[34]。

1. 報告書の結論は、伝統の尊重をうたいながらも世論調査の結果を過大視するなど余りにも現代の表面的な価値観に捉われすぎたものといわざるを得ず、結局は心ある国民の広い理解を得るものではないと考える。
2. 皇位は、125代にわたって一つの例外もなく男系により継承されており、天皇を中心に国家・社会の安寧と秩序が保たれてきた。この歴史的な重みは、現今での「制度的安定」を主たる理由として軽々に退けられてよいものではない。

「有識者会議」報告書を受け、小泉首相は平成18(2006)年の通常国会で「女性・女系天皇容認」

のための皇室典範改正を予定していたが、これについては「男系維持」の立場から、自党内にも不協和音が生じた^[35]。

その後、平成18(2006)年2月7日には「秋篠宮妃の紀子さまご懐妊」が伝えられ、小泉首相は翌日の衆院予算委員会で、皇室典範改正案については、じっくり時間をかけて審議し「政争の具にしないように取り組んでいきたい」^[36]と述べ、皇室典範の改正を見送る方針を示した。そして、平成18(2006)年9月7日、41年ぶりに皇室に男子が誕生し、皇室典範改正の問題は先送りされた形になっている。

8. おわりに

米国国務省は太平洋戦争開始時のかなり早い時点から、太平洋戦争の終結と日本戦後改革に天皇を利用する検討を行なった。日本の占領方針をめぐっては、米国の内外においても対立があったが、米国政府とマッカーサーは、天皇を温存したうえで日本の占領政策を進める道を選択した。特に1946年2月1日以降、マッカーサーがマッカーサー3原則を示し、天皇制を存置する考えの下に、急いでマッカーサー草案(総司令部案)を作成した背景には、2月26日に極東委員会が発足することになっており、極東委員会が発足すれば対日占領政策が困難になることが予想されたからである。マッカーサー草案をもとに政府案が作成され、第90帝国議会に上程され、内外のあわただしい状況の下で、日本国憲法は制定された。さらに第91帝国議会では、新皇室典範の審議が行なわれ、皇位継承問題などを中心にさまざまな議論がなされた。

近年の「有識者会議」報告書やヒアリングでの各識者の主張は、極めて短期間で話し合いが行なわれ、十分に論議が尽されなかった感はあるが、

一般国民に皇位継承の問題提起をした点では有意義であったと思われる。

日本国憲法の天皇制をめぐっては、憲法制定以来、さまざまな論議がなされてきた。「象徴天皇制を支える新憲法と皇室典範には、成立当初から天皇制解体の仕掛けが施されていた」^[37]とする見方もある。それゆえ今後は、憲法制定史をさらに詳細に考察し、自らの考えを明らかにしていきたいと思う。

注

- [1] 編集. 民間憲法臨調『憲法論議の焦点 第二集 一国会の衆参憲法調査会では何が論じられているか』(憲法問題対策室 平成16年)
- [2] 拙稿「近年の皇位継承をめぐる論議に関する一考察」『浦和論叢 39号』(浦和大学・浦和大学短期大学部 2008年)
拙稿「皇位継承資格をめぐる論議—女性天皇・女系天皇の可否」『湘北紀要 30号』(湘北短期大学 2009年)
- [3] 五百旗頭真『米国の日本占領政策』(下) 4p～69p(中央公論社 昭和60年)
中村政則『象徴天皇制への道 米国大使グルーとその周辺』(岩波書店 1989年)
武田清子『天皇観の相剋』(岩波書店 1993年)
ジョン・ダワー『敗北を抱きしめて』(下)、三浦陽一・高杉忠明・田代泰子訳、3p～41p(岩波書店 2001年)
加藤哲郎『象徴天皇制の起源 アメリカの心理戦「日本計画」』(平凡社 2005年)
- [4] 山極晃・中村政則・岡田良之助『資料日本占領 1 天皇制』70p(大月書店 1990年)
- [5] 同前 183p
- [6] 同前 219p
- [7] 同前 234p
- [8] 同前 235p
- [9] 同前 198p、なお連合国の見解は前掲、武田清子『天皇観の相剋』13p～211pも併せ参照。
- [10] 同前 233p

- [11] 前掲、『米国の日本占領政策』62p
- [12] 前掲、『資料日本占領1 天皇制』233p
- [13] 天皇は詔書において「朕ハ爾等国民ト共ニ在リ・・・朕ト爾等国民トノ間ノ紐帯ハ、終始相互ノ信賴ト敬愛トニ依リテ結バレ、単ナル神話ト伝説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ」と述べ、神格性を自ら否定した。
- [14] 松本昌悦編 『原典 日本憲法資料集』（創成社1988年）219p
- [15] 同前 244p
- [16] 同前 246p
- [17] 西修『日本国憲法はこうして生まれた』219p～249p、（中央公論社2000年）
同著「日本国憲法成立過程における極東委員会の役割と限界」『日本国憲法成立過程の研究』1p～216p、（成文堂 平成16年）
- [18] 前掲 『原点 日本憲法資料集』252p
- [19] 同前 260p
- [20] 同前 267p
- [21] 前掲『日本国憲法はこうして生まれた』161p～401p
- [22] 芦部信喜・高見勝利編著『日本立法資料全集1 皇室典範』（信山社1990（平成2）年）12p
- [23] 同前 47p～50p [資料1]～[資料4] 参照
- [24] 同前 67p～69p [資料7 (a)]・[資料7 (b)]
- [25] 同前 75p [資料10]
- [26] 同前 71p [資料9]、76p [資料11]
- [27] 同前 79p [資料14]
- [28] 同前 22p
- [29] 同前 218p～528p
- [30] 第1回～第17回会合における議事要旨および配布資料は、毎回、首相官邸ホームページで公開された。
- [31] 第10回会合の議事要旨については、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kousitu/dai10/10gijisidai.html> 参照。
なお「今後の検討に向けた論点の整理（案）」は上記の資料1に詳細が記載されている。
- [32] <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kousitu/houkoku/houkoku.html> 参照。
- [33] 毎日新聞2005年11月25日「『女性天皇』へ意欲」記事、与野党のコメント参照。
- [34] <http://www.jinjahoncho.or.jp/news/171202.html> 参照。
- [35] 毎日新聞は2006年1月11日に「皇室典範改正 広がる男系維持論」、1月14日に「皇室典範改正 政府・自民に不協和音」という見出しでこれを伝えている。
- [36] 国会会議録検索システム、http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dspdoc.cgi?
- [37] 笠原英彦『象徴天皇制と皇位継承』（ちくま新書、2008年）41p

Controversies concerning the system of the Emperor when the current Constitution and Imperial House Law was enacted

YOKOTE Itsuo

[abstract]

The Constitution of Japan was enacted one year after the conclusion of World War II. The Article 1 provides that “The Emperor shall be the symbol of the State and the unity of the people, deriving his position from the will of the people with whom resides sovereign power.” And Article 2 states “The Imperial Throne shall be dynastic and succeeded to in accordance with the Imperial House Law passed by the Diet.” Moreover The Imperial House Law, Article 1 provides that “The Imperial Throne shall be succeeded to by a male offspring in the male line belonging to the Imperial Lineage.” There has been many controversies concerning the system of the Emperor since 1945.

For example, in recent years, Stability of the Imperial succession has become an important issue. Therefore the prompt establishment of a system that will ensure the stability of the Imperial succession is an important for Japan. This paper examines these controversies when the current Constitution and Imperial House Law was enacted.

[key words]

The Policy of the Occupation of Japan, The System of the Emperor as symbol of the state,
Current Imperial House Law

